

許 可 証

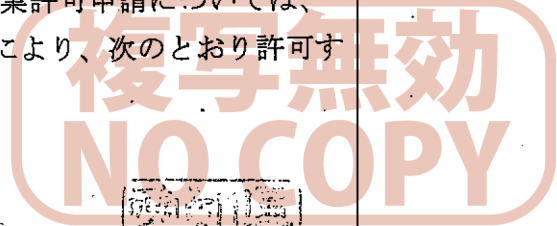
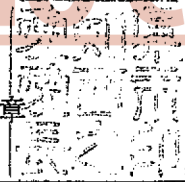
5愛西環許可番号第14号

住 所 愛知県愛西市下東川町蔵之段 74 番地
有限会社八開チップ
氏 名 代表取締役 飯尾 清女 殿

令和5年10月24日に申請のあった一般廃棄物処理業許可申請については、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可す
る。

令和5年11月2日

愛西市長 日永 貴章



取扱廃棄物の種類	木くず、草
業 務 内 容	一般廃棄物中間処分業 破砕処理施設 (事業場) 愛知県愛西市鵜多須町寺浦108番地、109番地1、109番地2、110番地1、110番地2、111番地1、112番地1、113番地1、114番地1、115番地1、116番地1 破砕機 193.60 t/日 1基 71.1 t/日 1基 40.8 t/日 1基 70.816 t/日 1基 (保管場所) 愛西市下東川水戸37番地、38番地、39番地、40番地、41番地、43番地、44番地1、45番地1、46番地1、47番地1、48番地
業 務 の 区 域	愛西市
許 可 年 月 日	令和5年11月2日
有 効 期 間	令和5年11月4日から令和7年11月3日まで
条 件	・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条及び施行規則第2条の4の基準に従うこと。 ・ 事業計画に大幅な変更がある場合は届出ること。